

新十津川町有機農業実施計画

I. 市町村		
新十津川町		
II. 計画対象期間		
令和8年度 ～ 令和12年度		
III. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標		
1 有機農業の現状		
<p>新十津川町は、石狩川流域の肥沃な平野を生かした農業地帯で、農家戸数約240戸で耕作面積は、4,600haである。そのうち基幹産業である稲作が3,500haを占め、道内有数の米どころであり、酒米の産地としても知られている。</p> <p>令和5年度までは、有機栽培について町内の農業者から注目されておらず、2戸の農業者しか実施していなかった。</p> <p>その中で令和6年4月に新十津川町みどり農業研究会が農業者を中心に発足し、現在は、有機栽培実施農家が5戸となり、町内及び関係団体の中で徐々に有機栽培への認知・理解が進んでいる。</p> <p>稲作農家が主の新十津川町では、有機栽培に技術的不安を感じる農業者や、所得及び収量の低下を気にしている農業者が多い。有機米栽培マニュアルを作成するなど、取り組みやすい体制を整えることが大切である。また、クリーン米や特別栽培米等の環境保全型農業に取り組んでいる農業者は多いため、有機農業の魅力を伝えることで、町全体で環境保全型農業の推進を目指し、有機農業の取組もさらに拡充していく見込みである。</p>		
2 5年後（令和12年度）に目指す目標値		
項 目	令和7年度実績	令和12年度目標
有機農業取組者	5人	10人
有機水稻栽培面積	6ha	20ha
有機畑作物耕作面積	13ha	15ha
有機JAS認証取得者	5人	10人
みどり認定取得者	2組織（7名）	5組織（30名）
環境保全型農業取組面積	25ha	30ha
<p>目標達成に向け、新規に有機農業への取組みを推進するため、有機農業栽培技術のマニュアル作成を見込んでおり、栽培技術の研修会及び専門家等を招いて講習会を実施することで、有機農業者の育成及び拡大を目指す。</p>		

IV. 取組内容

1 生産段階の推進の取組

- (1) ピンネ農業協同組合や空知農業改良普及センターなどの関係団体と協力し、新十津川みどり農業研究会会員の有機圃場や新十津川農業高校の圃場で土壌分析や生育調査を行い、慣行栽培との比較実証を実施し、新十津川町における有機農業栽培技術マニュアル（有機水稲及び有機畑作物）の作成を目指す。
- (2) 新十津川町新規就農者技術修得センターなどの圃場において有機の土づくりを行い、土づくりの技術修得及び普及を行う。
- (3) 有機農業に関する研修会や講演会を開催し、栽培技術の修得と新規取組者の拡大を図る。

2 課題解決に向けた調査等

- (1) 自動除草ロボットなどのスマート農業機械を活用し、通常の除草機と比較した実証を新十津川みどり農業研究会会員等の有機圃場で実施することで、スマート農業機械による有機農業の実践を推進し、省力化を目指す。
- (2) 有機農業や無農薬栽培における先進地を視察し、栽培技術の向上を図る。

3 有機農業者を支援する取組

- (1) 有機JAS認証の初年度申請に係る費用を負担（交通費等を除く）することで、町内生産者が新たに有機農業を始める基盤をつくる。
- (2) みどり認定を推進し、取得に向けた勉強会や研修を実施することで、町全体で環境保全型農業に取り組むことができる体制を整える。

4 有機農業で生産された農産物の流通、加工等の取組

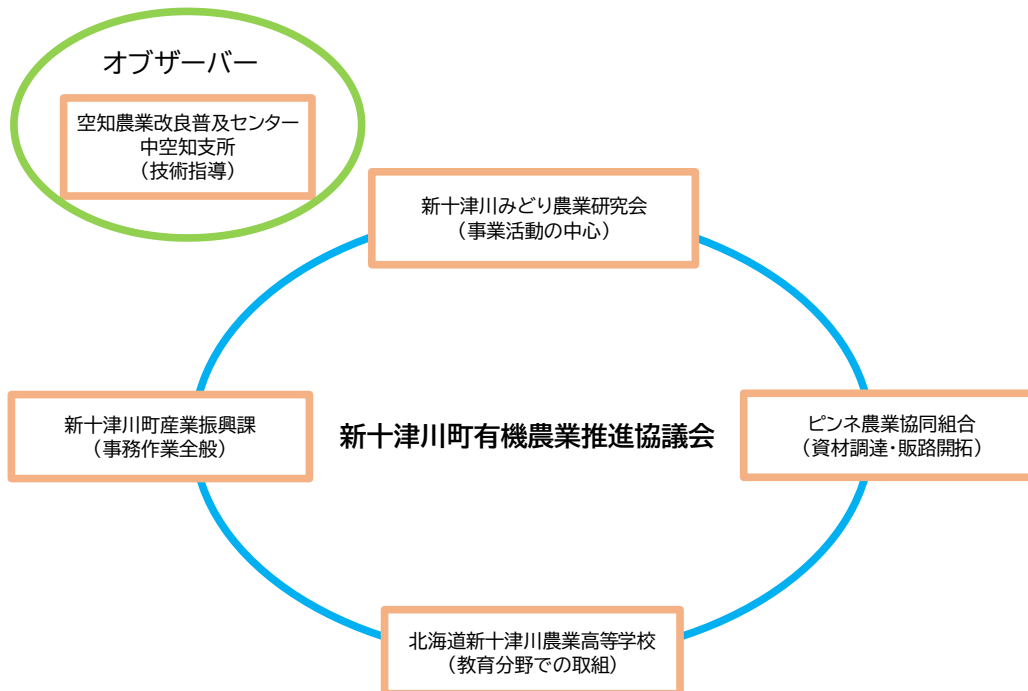
- (1) 町民向けに有機農産物を活用した加工品づくり等の体験教室を新十津川農業高校と共に開催し、有機農産物の理解促進を行う。
- (2) 有機米パックご飯等の加工商品を作成し、イベント等で配布することで町内外へ有機米の魅力を伝える。
- (3) 集荷業者を通じた販売及び農業者個人の販路拡大を進める。

5 情報発信

- (1) 町内外で行われるイベントへ出店し、本町の有機農業の情報発信と、消費拡大を目的として、集客が見込まれる地域で消費者向けイベントを実施する。
- (2) 町内の施設等へ有機農産物を提供し、町内に魅力を伝える。
- (3) 新十津川町有機栽培マニュアルに基づいた栽培技術や協議会活動を町内外に発信する。

V. 取組の推進体制

1 実施体制図



2 関係者の役割

- ・新十津川みどり農業研究会：事業活動の中心的団体
- ・新十津川町：事務作業全般
- ・ピンネ農業協同組合：資材調達・販路開拓
- ・北海道新十津川農業高等学校：教育分野の活動主体及び圃場を活用した実証
- ・空知農業改良普及センター中空知支所：技術指導

VI. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

1 特定区域の設定状況

令和7年度に新十津川町全域を特定区域として設定。

計画書：農林漁業における環境負荷低減事業活動促進に関する北海道基本計画

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/midorikihonkeikaku.html>

2 今後の推進方針

農業者が有機農業に参入しやすい環境の構築を目指し、栽培技術暦の作成を関係機関と連携して取り組む。

VII. 本事業以外の関連事業の概要

環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬を低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や、有機農業に取り組む農業者団体等に対

し、取組面積に応じて助成する。

VIII. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

有機農業者団体及び生産者に対し調査を実施する。

令和8年度には、協議会のSNSアカウントやホームページ等を作成し、以降行われる事業活動をPRすることで、町内外における有機農業の需要を拡大させる。

IX. 資金計画

取組内容	所要額（千円）				
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
生産段階の推進の取組 ・マニュアル作成 ・土づくり実践 ・研修会開催	600	600	150	150	150
課題解決に向けた調査等 ・スマート農業機械活用 ・先進地視察	5,100	5,100	0	0	0
生産者を支援する取組 ・有機JAS認証 ・みどり認証	500	500	200	200	200
流通・加工等の取組 ・加工品体験教室 ・有機米パックご飯作成	800	800	0	0	0
情報発信 ・イベント出店 ・有機農産物提供	1,000	1500	100	100	100
計	8,000	8,500	450	450	450